

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

岩手県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県では、農業の生産活動等を通じて、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農産物の供給機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を維持・増進してきた。

しかしながら、高齢化や人口減少が急速に進行し、集落機能の低下等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、更には、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に係る担い手への負担の増加も懸念されている。

農業の有する多面的機能は、県民の生命・財産と豊かなくらしを守るうえで重要な役割を果たしており、引き続き、農業生産活動等を通じて、農用地の活用や水路、農道等の適切な保全管理等を行い、多面的機能を維持していくことが重要である。

2 目標

1を踏まえ、本県では、農業者や地域住民、関係団体等との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する農業者団体等（以下「実施主体」という。）による以下の取組を進め、将来にわたって広く県民が多面的機能の恵沢を享受できるようにする。

- ① 農用地や水路、農道の保全管理等に係る地域ぐるみの共同活動の継続的な実施
- ② 中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施
- ③ 自然環境の保全に資する持続的な農業生産活動の実施

なお、こうした取組により、農地の集積に伴い増大する水路や農道の保全管理等に係る担い手の負担を軽減して、担い手への農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするという効果が期待できる。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1 法第4条第1項に規定する国の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）においては、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域について、各地域の自然的条件や営農の特徴に鑑み、実施主体による各種の取組を実施している区域及び今後推進すべき区域を適切に含めるものとされている。

2 本県においては、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域については、基本指針に即して、法第6条第1項の規定により、市町村が定める農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）において設定する。

3 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）については、法第10条に規定する農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行う。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定する。

2 促進計画の目標

事業計画の期間を踏まえ、今後5年間程度を見通した目標を設定する。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

法第3条第3項各号の事業のうち、実施を促進する事業を記載する。

4 重点区域

第2の3の重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定する。

5 市町村が必要と認める事項

その他、促進計画の実施に関して必要な事項について定める。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会の設置

法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

2 実施主体への支援

実施主体による各種の取組の効果的な促進を図るためには、実施主体に対し、地域環境や営農の状況、取組の特性等に応じた指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県、市町村、関係団体等が連携し、実施主体の支援等を行う。

なお、法第3条第3項第1号事業については、これまで農地・水保全管理支払や多面的機能支払などの推進活動の中心であった「岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」が、その取組成果を活かし、引き続き実施主体の支援等を行う。